

(仮称) 藤沢市債権管理条例骨子 (案) について

1 目的

債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、債権管理の適正化を図り、公正かつ公平な市民負担の確保と円滑な行財政運営に資することを目的とします。

2 定義

対象とする債権は、金銭の給付を目的とする市の権利とします。そのうえで、本条例では、債権の区分を自力執行権の有無により、強制徴収債権と非強制徴収債権に分けることとします。

3 他の法令等との関係

法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除き、この条例の規定に基づいて事務処理を行うことを規定します。

4 市長の責務

市長は、法令又は条例若しくは規則の定めるところにより、市の債権管理を適正に行う責務があることを規定します。

5 債権管理台帳の整備に関すること

債権を適正に管理するため、債権管理上の必要な事項を記載した債権管理台帳の整備について規定します。

なお、債権の発生したその場で収納が予定され、原則として滞納が発生しない債権など、市長が必要ないと認める場合は、整備しなくてもよいものとします。

6 督促に関すること

納期限等までに履行されないときは、期限後 20 日以内に、10 日以内の期限を指定して書面による督促を行うことを規定します。

7 滞納処分等に関すること

強制徴収債権について、督促をした後、指定した期限までに完全に履行されないときは、法令の規定により滞納処分等を行うことを規定します。

8 強制執行等に関すること

非強制徴収債権について、督促をした後、相当の期間を経過してもなお履行されないときは、強制執行等を行うことを規定します。

9 履行期限の繰上げに関すること

非強制徴収債権について、履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、債務者に対し、履行期限を繰り上げる通知を行うことを規定します。

10 債権の申出等に関すること

非強制徴収債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたときなど、法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、その措置をとることを規定します。

11 徴収停止に関すること

非強制徴収債権について、履行期限後、相当の期間が経過してもなお完全に履行されず、債務者が所在不明で財産が少額である場合や債権金額が少額で徴収に要する費用に満たないと認められる場合など、履行が困難又は不相当と認められるときは、徴収停止できることを規定します。

12 履行延期の特約等に関すること

非強制徴収債権について、債務者が無資力、又は履行期限を延長した方が徴収上有利な場合等において、本来の履行期限を変更して、分割納付の約束をすることができることを規定します。

13 債務の免除に関すること

非強制徴収債権について、債務者が無資力、又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約等をした場合において、当初の履行期限から10年を経過しても、なお、債務者が無資力等の状態で弁済できる見込みがないときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができることを規定します。

14 債権放棄に関すること

非強制徴収債権について、一定の要件に該当するときは、債権放棄ができることを規定します。

なお、この規定により債権放棄をしたときは、放棄した債権の名称、件数、金額等の状況について、毎年、議会に情報提供します。

具体的な債権放棄の要件は次のとおりです。

- (1) 消滅時効の完成に時効の援用が必要な債権について、その時効期間が満了したとき。
- (2) 破産などで債務者がその責任を免れたとき。
- (3) 債務者が死亡し、限定承認、相続人全員の相続放棄又は相続人が存在しない場合において、弁済のための相続財産がない、又は弁済できるほどの価値がないと見込まれるとき。
- (4) 徴収停止の後、相当の期間を経過してもなお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、弁済することができる見込みがないとき。
- (5) 債務者が著しい生活困窮状態にあり、高齢、長期の病気、障がい等により就労が困難な状況であるため、資力の回復が困難で、弁済することができる見込みがないとき。

15 債務者に関する情報の利用に関すること

履行期限までに履行されない場合において、債権管理に関する事務を効果的に行う必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な限度で、その保有する債務者に関する情報を関係課で利用することができることを規定します。

16 委任に関すること

条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることを規定します。

以 上